

「生前贈与・相続対策セミナー」のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は日本生命並びに弊社職員をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

この度、船橋支社では生前贈与・相続対策に関する特別セミナーを開催させていただくこととなりました。相続税法の改正とともに、これまで相続税の対象は一部の資産家の方々だけが対象でしたが、広く一般的なご家庭においても相続税の対象になる場合があります。

いつか必ず発生する相続について、基礎知識があれば相続対策はもちろん、いざという時の対処、そして「争続」を回避する策を打つことも可能です。

専門家の立場からわかりやすくご説明いたしますので、ご希望の方は是非お越しください。

ご多忙のこととは存じますが、皆さまのご参加をお待ちしております。

敬具

日本生命保険相互会社 船橋支社
支社長 松本 貴史

開催日時・場所

日時	場所
2017年12月21日(木) 14:30～16:00	日本生命ライフプラザ船橋 セミナールーム 船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1階（ご案内図は裏面）

講師

渋谷税理士法人 税理士 宇梶 精一 氏

2006年 税理士宇梶精一事務所開設。

2008年 渋谷税理士法人設立、代表社員就任。

企業の社外監査役として経営をサポートする傍ら、主に資産税（相続税、譲渡所得税）に関する税理士業務に携わる。豊富な資産税実務を活かし、土地富裕層を中心とした相続税申告、相続税対策のコンサルティングを行っている。

920-H29-142

～相続対策セミナー 参加申込用紙(12月21日開催)～

日本生命船橋支社 行 (FAX:047-437-0777)

フリガナ
ご芳名

〒
ご住所

TEL - -

お勤め先

日本生命(以下、当社)は、ご提供いただきましたお客様の個人情報を、次の①～③のとおり利用します。詳細については、当社ホームページの「個人情報保護方針」をご覧ください。①「当社からの、各種商品・サービス(関連会社・提携会社のものを含む)のご案内・提供」及び「当社の業務に関する情報提供・運営管理」に必要な範囲で利用します。②関連会社・提携会社である他の保険会社(以下、同社)の代理店として取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と共同利用することがあります。③取扱職員が同社と直接代理店契約を結んだ損害保険代理店である場合、取扱職員が取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と当該職員と共同で利用します。

【お問合せ先】

日本生命保険相互会社 船橋支社

会場案内図

■日本生命ライフプラザ船橋

